



Rights to the Environment Based on Practical Knowledge

## 竹川大介

はじめに

- ①「ダイビング問題」の経緯
- ②佐良浜の漁民
- ③宮古島の観光化
- ④漁業補償と漁業権
- ⑤潜水漁師と観光ダイバー
- ⑥海はだれのものか

おわりに

（本文略）

1996年8月「宮古島ダイビング問題」と呼ばれるダイビング業者と漁民の間での海の利用を巡るトラブルが全国報道された。初めのうち両者は補償金によって問題解決を図ろうとするがなかなか折り合いがつかず、やがてトラブルの根底に海や海洋資源に対する認識の違いがあることがわかつってきた。

「海は誰のものか」という問題を考える上で、従来の漁業権は漁民による一定の権利を保証するものであったが、法的に観光業との共存をはかるための機能を必ずしも果たしてはいなかった。

そこで本論文ではコモンズとして海を利用するものたちが伝統的に作り上げてきた権利の根拠について考察した。そして漁民にとっての海の所有意識とは、海域を囲い込み独占する法的な権利からくるものではなく、むしろ彼ら個人が持つ多様な実践知識そのものが根拠になっているのではないかと考えた。つまり、言いかえれば「海を知っている者こそ海を利用できる」という権利のあり方である。

それは、利用者個人が持つ知識こそがひとつ財産であり、それをもとに共同利用者どうしが互いの権利を保証しあうという、いわば「開かれた」システムである。そしてこうした権利意識は、土地を生産の基盤とする農耕民的な発想からは遠いところにあり、むしろ生態人類学が明らかにしつつある狩猟採集民の伝統的な環境利用形態に共通するものである。

すなわち漁民と観光ダイバーが互いの自然観に関する地道ななりあわせ作業をおこなうことよって生まれる共通認識こそが、問題を解決し、知識を背景とした新しい海の権利を作り出すのだといえる。